

## ○沖縄大学教学 I R 委員会規程

（2015年8月3日制定）

改正 2024年5月27日

### （趣旨）

**第1条** この規程は、教学 I R 委員会の設置及び組織並びに審議の手續等について定めるものとする。

### （定義）

**第2条** この規程で I R（Institutional Research）とは、学修時間及び教育の成果などに関する情報の収集や分析を行って教育内容の改善につなげ、その結果を学内外に提供することにより教育内容の質の保証を促進する一連の活動をいう。

### （設置）

**第3条** 次に掲げる事項を審議するため、教学 I R 委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- （1）学生の学修データの収集及び分析に関すること。
- （2）学生の退学・休学等に係るデータの収集及び分析に関すること。
- （3）文部科学省等の大学施策に関する情報の収集及び提供に関すること。
- （4）その他教学に関するデータの分析、活用及び提供に関すること。

### （組織）

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）副学長（学長が指名する者）
- （2）教務部長
- （3）学生部長
- （4）経営企画室長
- （5）教務課長
- （6）学生支援課長
- （7）就職支援課長
- （8）入試広報室長

### （委員長）

### 第3編 学務（沖縄大学教学IR委員会規程）

**第5条** 委員会に、委員長を置き、副学長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、教務部長が、その職務を代理する。

#### （会議）

**第6条** 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

#### （調整）

**第7条** 委員会は、第3条各号に規定する事項について、次の各号に定める委員会と連携し調整する。

(1) 教学マネジメント委員会

(2) 中長期計画・自己点検委員会

#### （庶務）

**第8条** 委員会の庶務は、経営企画室が行う。

#### （改廃）

**第9条** この規程の改廃は、教学IR委員会及び大学協議会の議を経て、常任理事会が行う。

#### 附 則

この規程は、2015年8月3日から施行する。

#### 附 則（2024年5月27日改正）

この規程は、2024年5月27日から施行する。（第4条、第7条の改正）